

平成 18 年 5 月 16 日

各 位

会社名 株式会社 タチエス
代表者 代表取締役社長 樽見耕作
(コード番号 7239 東証第 1 部)
問合せ先 取締役常務執行役員 近藤 仁
(TEL : 042-546-8111)

信託型ライツプラン(買収防衛策)導入のための新株予約権の発行について

当社は、平成 18 年 5 月 16 日に開催された取締役会において、当社取締役会の事前の賛同を得ない特定の株主による当社株券等の保有割合が 20%以上の結果となる、当社株券等の取得や買収提案への対応方針として、新株予約権と信託の仕組みを利用したライツプラン(以下「信託型ライツプラン」といいます。)を導入することとし、その一環として新株予約権を無償で発行することの承認を求める議案を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の当社第 54 回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に提出することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 信託型ライツプラン導入の目的

(1) 当社の企業価値向上の取り組みについて

『優れたシートはキャビンの主役』

当社は、このシートへの想いを形にし、車社会へ貢献することで、企業の社会的責任を果たしてきております。この想いを原点に、自動車シートの主要メーカーとして、企業価値を安定的かつ持続的に向上させることにより、株主等ステークホルダーの皆様に貢献してまいりたいと考えております。

当社が関連する国内の自動車業界におきましては、市場も一段と成熟化が進み、今後生産量の大幅な増加は期待できない環境下にあります。これに伴い、自動車シート業界におきましても、この環境変化に対応した変革が求められております。自ずと国内市場だけでは限界があり、海外市場への展開が課題となっております。

当社は、この環境のもとで、更なる企業価値の向上を目指した長期の事業目標として『ビジョン 2010』を策定し、平成 22 年(2010 年)度までに、海外市場に対応できる企業を目指しており

ます。

『ビジョン 2010』で策定した事業目標は次のとおりです。

- 世界の主要拠点で、開発から生産まで一貫した事業展開をすること
- 技術開発力で、業界トップクラスの評価を受けること
- 世界市場で優位に立つために必要な事業規模(世界シェア 5%)になること
- グローバルで対応ができる事業体質をもつこと

また、新たな経営理念として『私たちは技術の創造を通じて、世界のお客様に信頼と感動を与える商品を提供し、社会に貢献する』を掲げて、世界トップレベルの自動車シートメーカーを目指しています。

具体的には、平成 22 年度までの長期目標を実現するために、前期中期事業計画(平成 17 年度～平成 19 年度)と後期中期事業計画(平成 20 年度～平成 22 年度)の 2 段階で達成することとしています。

まず、前期中期事業計画では、次の施策を展開しております。

- 開発拠点としては、日本を基軸にしつつ、さらに北米地域を拡充し、新たに欧州地域においても基盤を整備しております。
- 事業拠点では、既存事業に加えて、平成 16 年度はカナダ事業を、本年度は米国に新規事業の展開を準備するとともに、メキシコ事業も拡充しております。中国では、既存の 3 事業に加え、新たに広州地区に 3 事業を並行して準備を進めております。また、欧州では、英国で新規事業を進めております。

この前期中期事業計画を実施することで、グローバル企業への足固めをしてまいります。

後期中期事業計画では、これらの積極策を着実に積み重ね、競争力をさらに高めていくことで、平成 22 年度までに『グローバルシートメーカー』の仲間入りを果たしたいと考えております。

こうした企業価値の向上に取り組む一方、コンプライアンスの観点からは、倫理委員会の設置や社内通報制度の導入を行い、社内体制の整備をしております。

また、経営管理機能の強化と透明性の確保のために、社外取締役、社外監査役の選任、取締役の任期 1 年への短縮などを実施しており、本定時株主総会におけるご承認を前提に、今年度より、社外取締役を 1 名増員し、さらに監査体制を強化充実するなど、コーポレートガバナンスのより一層の充実を図る所存でございます。

なお、当社の事業展開等に関しまして、株主や投資家の皆様により理解して頂くため、積極的な IR 活動を展開してきております。

(2) 信託型ライツプラン導入の必要性について

日本の企業社会の構造は大きく変わりつつあります。株式持合い構造の解消による安定株主の減少、グローバル化の進展に伴う競争の激化、企業買収に関わる法制度の改正等、企業を取り巻

く経営環境が大きく変化してきております。こうした中で、友好的な企業買収のみならず、敵対的な企業買収も生じうる環境になりつつあります。敵対的な企業買収の中には、その目的や買収後の経営方針等に鑑み会社の企業価値を損なうものや、会社や株主に対して買収提案の内容等を検討する十分な時間や情報を与えないもの等、会社の株主等ステークホルダーの利益を害する不適切なものがあり得ます。

さて、当社は、創業以来、自動車シートの専門メーカーとして、多くの自動車メーカーよりお取引いただいております。このビジネスの特長を生かして、今日まで事業を維持発展させてまいりました。国内における自動車メーカーと自動車シートメーカーとの取引関係は特定されているのが一般的であり、当社は極めてユニークな存在であります。今後とも、このビジネスの強みを安定的に維持、発展していくためには、特定の企業グループにくみすることなく、当社の独自性に基づく自主自立の企業環境を継続していくことが前提となります。

前記(1)で述べましたように、現在、当社は長期の事業目標を実現するために、中期事業計画の実行を通して、事業形態をグローバル化し、企業価値の向上を目指しております。この実行に当たっては、ビジネスの拡大が前提条件となり、そのためにも当社の独自性を維持することが不可欠であります。

一方で、不適切な企業買収が行われた場合には、当社の独立系メーカーとしての独自性や企業価値向上策が阻害され、重要な顧客や収益機会を喪失することが懸念されます。このような事態が生じた場合は、当社の企業価値が大きく毀損される恐れがあります。

当社は、現時点におきましてこのような不適切な企業買収の対象となっているとは認識しておりませんが、将来不適切な企業買収者が現れることも考えられ、このような事態が生じた場合において、当社の企業価値が毀損されることを未然に防止するために、不適切な企業買収を相当の範囲で抑止する仕組みとして、信託型ライツプランを導入することといたしました。

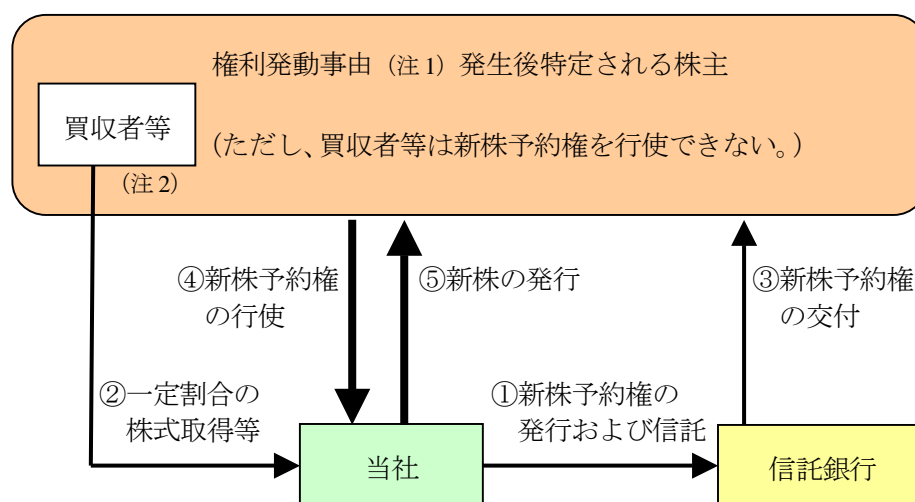
当社が今回導入する信託型ライツプランは、導入に際して有効期間の限定、新株予約権の消却の可能性、新株予約権を行使することができない客観的条件の設定等、買収防衛策が経営陣の保身のために恣意的に利用されないことがないよう、合理性を十分有しております。また、本信託型ライツプランを導入するに当たり、新株予約権に関する細則(以下「新株予約権細則」といいます。なお、新株予約権細則の概要につきましては、別添 3 をご参照下さい。)を制定し、この細則に基づき、当社経営陣から独立した第三者機関として、社外取締役、社外監査役および社外の有識者で構成される特別委員会を設置し、この特別委員会が、当社に対する企業買収発生時に、株主等ステークホルダーの皆様の立場に立ち、信託型ライツプランの発動の適切性を判断する役割を担います。

当社は、弁護士や専門家の見解を踏まえ、導入について真摯に検討を重ねてまいりました結果、当社の現状・特性を考慮した場合、現行法制度のもとで当該信託型ライツプランを採用すること

が、当社の株主等ステークホルダーの皆様の利益を守るための合理的手段として、最も望ましい方策であると判断し、その一環として、以下の新株予約権を発行するものであります。

2. 信託型ライツプランの概要

当社が導入する信託型ライツプランの仕組みの概要は、次のとおりです。



(注1) 別添1(I)新株予約権発行要項(9)①(カ)で定義されます。後述の(2)①(ア)で定義される「権利発動事由」の意義と同じです。

(注2) 別添1(I)新株予約権発行要項(9)①(i)ないし(v)に記載される者をいい、以下本書(別添を除きます。)において「買収者等」と総称します。

(1) 信託型ライツプランの導入

当社は、新株予約権の有利発行に係る本議案が本定時株主総会決議において承認された場合、三井アセット信託銀行株式会社（以下「信託銀行」といいます。）に対して、取締役会決議を経て本新株予約権を無償で割り当てる予定です。当社は、本新株予約権の割当ての日に、本新株予約権を信託財産とする信託契約を締結します。信託契約の主な内容につきましては、別添2をご参照下さい。

信託銀行は、その後当該新株予約権を信託財産として受益者のために管理します。将来買収者が出現した場合、信託銀行は、信託契約に定められる手続に従って確定される新株予約権の交付を受けるべき受益者に対して、法令等によって要求される所定の手続を経たうえで、新株予約権を交付することになります。

なお、新株予約権の内容の詳細につきましては、別添1をご参照下さい。

(2) 信託型ライツプランの発動

① 新株予約権の行使条件

(ア) 信託型ライツプランの導入に伴い発行される本新株予約権は、これを行使すると1個当たり当社の普通株式を原則として1株取得することができるものです。

本新株予約権は、買収者(注3)が、本新株予約権の割当日の前後を問わず、(a)当社株券等について20%以上の株券等保有割合を保有する者または保有すると取締役会が認める者になったとして公表(注4)がなされた日から10日間が経過したとき、または、(b)当社株券等について、買付け後における株券等所有割合が特別関係者のそれとあわせて20%以上となるような公開買付開始公告を行った日から10日間が経過したとき(以下、上記(a)に定める事由と併せて「権利発動事由」と総称し、権利発動事由が発生した時点を「権利発動事由発生時点」といいます。)に限り、買収者等(注2をご参照下さい。)に該当しない者のみが、これを行使することができます。

一方、当社取締役会は、新株予約権細則に従い、買収者等が当社の株券等の取得または所有をしても、不適切な企業買収者としての性質を有しない者と認めて権利発動事由が発生しないようにし、また、この10日という期間を延期することにより権利発動事由発生時点を延期することもできます。この買収を提案する者を不適切な企業買収者としての性質を有しない者として権利を発動させない旨の決定および権利発動事由発生時点の延期に関する決定につきましては、新株予約権細則に定められる手続に従い、下記②で述べる特別委員会の勧告を最大限尊重して判断されます。

(注3) 別添1(I)新株予約権発行要項(9)①(セ)に記載される者をいいます。

(注4) 別添1(I)新株予約権発行要項(9)①(ケ)で定義されます。

(イ) 本新株予約権は、買収者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当該買収につき、次の(a)ないし(e)に規定する事由がいずれも存在しない場合や、いずれかの事由が存在する場合でも新株予約権を行使させることが相当でない場合には、行使することができないものとされています。

(a) 当該買収が買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値を損なうことが明白であること

- (b) 当社取締役会が当該買収について十分な情報を取得できないこと、またはこれを取得した後、当該買収に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと
- (c) 当該買収に係る取引の仕組みがいわゆる強圧的二段階買収(注 5)など買収に応じることを当社の株主の皆様が事実上強要するものであること
- (d) 当該買収の条件(対価の価額・種類、買収の時期、買収方法の適法性、買収実行の蓋然性、買収後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の皆様の処遇方針等を含みます。)が、当社の企業価値に鑑み不十分または不適切であること
- (e) 上記(a)から(d)のほか、当該買収またはこれに係る取引が当社の最善の利益(当社の株主、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の利益が勘案されるものとし、以下同じ。)を害する重大なおそれがあること

(注 5) 強圧的二段階買収とは、最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買収を行うことをいいます。ここで「公開買付け」とは、証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義される公開買付けのことをいいます。

(ウ) 買収者による買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会が提示または賛同する、当該買収とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転を伴う場合で、かつ、以下の 4 つの条件がすべて満たされる場合には、新株予約権は行使することができないものとされています。

- (a) 当該買収が当社が発行者である株式すべてを現金により買付ける旨の公開買付けのみにより実施されること
- (b) 当該買収が買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み当社の企業価値を損なうことが明白でないこと
- (c) 当該買収に係る取引の仕組みがいわゆる強圧的二段階買収など買収に応じることを当社の株主の皆様が事実上強要するものでないこと
- (d) 当該買収またはこれに係る取引が当社の最善の利益を害する重大なおそれがないこと

上記(イ)(a)ないし(e)に規定する各事由の該当性、いずれかの事由が存在する場合における新株予約権行使の相当性、さらに上記(ウ)(a)ないし(d)の各条件が充足するか否かにつきましては、新株予約権細則に定められる手続に従い、当社取締役会が下記②で述べる

特別委員会の勧告を最大限尊重して判断します。

なお、上記(イ) (a)あるいは(ウ) (b)の買収の目的や買収後の経営方針等に関する情報の収集方法等につきましては、下記②で記載するとおりです。

- (エ) 買収者の買収に関し権利発動事由が生じた場合において、新株予約権を行使することができない場合に該当するときには、当社は本新株予約権全部を無償で取得したうえ、消却しなければならないとされています。

② 特別委員会

当社取締役会は、信託型ライツプランの導入に際し、当該プランが当社や株主等ステークホルダーの皆様の利益のために合理的に運用されることを担保するため、新株予約権細則を採択するとともに、特別委員会を設置することを決議いたしました。

特別委員会を構成する委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外監査役および社外の有識者の中から、当社取締役会により選任されます。特別委員会の委員は、選任議案が本定時株主総会において承認された場合の社外取締役として木津川迪洽氏、社外監査役として河合弘之氏、宮下卓也氏および有識者として一法師信武氏、木下徳明氏が就任する予定です。

当社に対する買収提案がなされた場合、当社は、すみやかに取締役会決議に基づき特別委員会を開催します。特別委員会は、新株予約権細則に定められる手続に従い、自らまたは当社をして買収者から買収目的、買収後の経営方針、経営施策、買付条件の詳細等の買収提案に関する情報および資料を入手するなど十分な情報を収集するよう努め、買収提案の内容について検討等を行います。

特別委員会は、信託型ライツプランに関し、権利発動事由発生時点の延期に関する決定、買収を提案する者を不適切な企業買収者としての性質を有しない者として権利を発動させない旨の決定、権利発動事由発生後の行使条件充足の是非、新株予約権の消却等について、新株予約権細則に定められた手続に従い決定し、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して最終的に決定を行うものとされています。

特別委員会の決定は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとしていきます。また、特別委員会の判断が適切になされることを確保するため、特別委員会は、当社の費用負担により、外部の専門家（投資銀行、証券会社、弁護士その他の専門家を含みます。）

の助言を得ることができるものとされています。

③ 新株予約権の交付・行使

本新株予約権の権利発動事由が発生した場合には、新株予約権を行使できないと判断される時(注6)を除き、信託契約に定められる手続に従い、権利発動事由発生時点後に別途設定される基準日において株主名簿等に記載されまたは記録されている、当社の全株主の皆様(買収者等を含み、自己株式の所有者としての当社を除きます。)が所定の手続きを経た上で新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定され、信託契約の規定に従い、信託銀行から原則としてその所有する当社普通株式1株当たり1個の新株予約権の交付が行われます。

新株予約権の交付を受けられた株主の皆様は、別添1(I)新株予約権発行要項(13)に記載のとおり、当社所定の新株予約権行使請求書に必要事項を記載し記名押印したうえ、当社取締役会が別途新株予約権の行使に関して提出を要請する書類を添えて払込取扱場所に提出し、かつ、取得する普通株式1株当たり1円を払込取扱場所に払込むことにより、新株予約権を行使することができることとなります。ただし、上記①のとおり、買収者等は、原則として新株予約権を行使できません。

このように、買収者等を除く当社の株主の皆様は、極めて低い価額で当社普通株式を取得することができるようになる一方で、かかる新株予約権の行使の結果、買収者等は、所有している株式が希釈化されるという影響を被ることが予定されています。

(注6) 上記①(ア)および(イ)のとおり、新株予約権細則に定められる手続に従い、特別委員会の勧告を踏まえて、新株予約権を行使できないと判断される場合があります。この場合、当社は本新株予約権全部を無償で取得したうえ、消却しなければならないとされています。

(3) 信託型ライツプランの終了・消却

① 行使期間の終了

本新株予約権の行使期間は、原則として平成21年6月30日までに限られています。行使期間の終了とともに、新株予約権の効力はなくなります。

② 新株予約権の消却

上記(2)①の権利発動事由発生時点後において新株予約権を行使することができない場合の無償取得および消却に加え、当社は、権利発動事由発生時点までの間、いつでも、本新株予約権を消却することが適切であると判断する場合には、本新株予約権全部を無償で取得したうえ、これらを消却できるものとされています。

3. 信託型ライツプランの合理性を高めるための仕組み

(1) 導入に際して株主総会の承認

信託型ライツプランの導入に先立ち、本定時株主総会において新株予約権の有利発行にかかわる本議案の特別決議をお願いすることにより、本新株予約権を不適切な企業買収に対する防衛策として採用することの是非を株主の皆様にご判断いただくものとしております。

(2) 有効期間の限定

本新株予約権の行使期間は原則として平成21年6月30日までの3年間（ただし、権利発動事由が発生した場合には、発生した日から4カ月間）とされており、かかる3年経過後において信託型ライツプランを継続する場合には、再度株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。

(3) 新株予約権の消却可能性

当社は、権利発動事由発生時点までの間、いつでも本新株予約権全部を無償で取得したうえ、消却することができるものとされています。いわゆる委任状勧誘合戦の結果、買収者により選任された取締役によって構成される取締役会もこの無償取得および消却権限を有するため、議決権行使による株主の皆様の意思表示が機能することが確保されているといえます。

(4) 行使することができない客観的条件の設定

買収提案が当社や当社の株主等ステークホルダーの皆様の利益を害することがない場合等には、新株予約権者は新株予約権を行使することができないように、客観的条件が定められています。

(5) 独立社外者のみからなる特別委員会の設置

当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外の有識者により構成される特別委員会が、買収提案の内容について十分な情報収集、検討を行い、信託型ライツプラン発動の必要性の有無等について取締役会に勧告を行います。

また、特別委員会は、当社の費用負担により、外部の専門家（投資銀行、証券会社、弁護士その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとされています。

4. 信託型ライツプランが株主の皆様にも与える影響等

(1) 信託型ライツプラン導入時

信託型ライツプランの導入に伴って株主の皆様にも必要となる手続等は特にありません。

また、株主の皆様にも直接具体的な影響が生じることはありません。本新株予約権の行使期間は、原則として平成21年6月30日までに限られています。行使期間の終了とともに、本新株予約権の効力はなくなります。

(2) 信託型ライツプラン発動時

① 発動に伴って必要となる株主の皆様の手続

信託型ライツプラン発動時においては、新株予約権の交付を受けられる株主の皆様を特定する基準日を設定するために、株式分割等を行うことがありますので、その場合、当社が別途ご案内する内容に従い、基準日に間に合うように名義書換手続をしていただくこととなります。

新株予約権の交付を受けられた受益者たる株主の皆様が、新株予約権を行使する際には、当社所定の新株予約権行使請求書等を提出するとともに取得する普通株式1株当たり1円の払込をお願いいたします。行使により、原則として1個の新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることとなります。

なお、本新株予約権の交付にかかる手続に際しては、法令にもとづく本人確認手続が必要となります。

② 発動時に株主の皆様にも与える影響

基準日に先立ち名義書換を行わず新株予約権の交付を受けられない、または交付を受けられた新株予約権を行使しない等の株主の皆様（買収者等を除きます。）は、その所有している株式が希釈化されることとなります。

買収者等も新株予約権を行使することができない結果、その所有する株式が希釈化されるという影響を被ることとなります。

(3) 権利発動事由発生時点後における信託型ライツプラン消却時

上記 2. (2)①の権利発動事由発生時点後において新株予約権を行使することができない場合、当社は本新株予約権全部を無償で取得したうえ、これらを消却します。

この場合、株主の皆様(買収者等を除きます。)および買収者等が所有している株式が希釈化されないこととなり、また株式の価格形成が変動するおそれがあります。

以 上

(別添1) 新株予約権の概要

(I) 新株予約権発行要項

(1) 募集新株予約権の申込期日

平成18年7月3日(月曜日)

(2) 募集新株予約権の割当日

平成18年7月3日(月曜日)

(3) 新株予約権の目的となる株式の種類および数またはその算定方法

- ① 本新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。
- ② 本新株予約権1個の目的となる株式の数(以下「割当株式数」という。)は、1株とする。ただし、割当株式数は下記(19)により調整される。
- ③ 本新株予約権の目的となる株式の総数は、70,000,000株とする。ただし、下記(19)により割当株式数が調整される場合には、当該調整後の割当株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(4) 新株予約権の総数

70,000,000個とする。

(5) 募集新株予約権の払込金額もしくはその算定方法または払込を要しないとする旨

無償

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により交付する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)を1円とし、これに割当株式数を乗じた額とする。

(7) 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

中央三井信託銀行株式会社 本店

(8) 新株予約権を行使することができる期間

- ① 平成18年7月3日(月曜日)から平成21年6月30日(火曜日)までとする。
- ② 上記(8)①にかかわらず、平成21年6月30日以前に権利発動事由(下記(9)①(カ)で定義される。)が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日の翌営業日から4カ月経過した日までとする。
- ③ 上記(8)①および②において、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とする。

(9) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権は、平成18年7月3日(月曜日)から平成21年6月30日(火曜日)までの間に権利発動事由が生じた場合に限り、
 - (i) 買収者(下記(9)①(セ)で定義される。)、
 - (ii) 当該買収者の共同保有者(下記(9)①(オ)で定義される。)、

- (iii) 当該買収者の特別関係者（下記(9)①(サ)で定義される。）、
 - (iv) 上記(i)から(iii)記載の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または
 - (v) 上記(i)から(iv)記載の者の関連者（下記(9)①(エ)で定義される。）、
- のいずれにも該当しない者のみが、これを行行使することができる。
- なお、本発行要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、別段の定めのない限り、当該各号に定めるところによる。
- (ア) 「株券等」とは、証券取引法（昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含む。以下同じ。）第27条の23第1項に規定する株券等をいう。
 - (イ) 「株券等所有割合」とは、証券取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。
 - (ウ) 「株券等保有割合」とは、証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。
 - (エ) 「関連者」とは、実質的に、買収者が支配し、買収者に支配されもしくは買収者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、または買収者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。
 - (オ) 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者および同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者をいう。
 - (カ) 「権利発動事由」とは、下記(a)ないし(e)に記載される者を除く一または複数の者が、本新株予約権の割当日の前後を問わず、(i)特定大量保有者に該当したことを示す公表がなされた日から10日間（ただし、当社取締役会は、新株予約権細則に従いかかる期間を延長することができる。）が経過したとき（当該期間中に、その者が特定大量保有者ではなくなったことを示す公表がなされた場合およびその者が下記(e)に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。）、または(ii)当社の株券等について公開買付けの公告を行った日から10日間（ただし、当社取締役会は、新株予約権細則に従いかかる期間を延長することができる。）が経過した（当該期間中に、その者の所有に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%未満となった旨の証券取引法第27条の13第1項に規定する公告等を行った場合およびその者が下記(e)に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。）ことをいう。
 - (a) 当社または当社の子会社
 - (b) 当社を支配する意図なく特定大量保有者となった者である旨当社取締役会が認めた者であって、特定大量保有者になった後10日間（ただし、当社取締役会は、新株予約権細則に従いかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者ではなくなった

者

(c) 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく当社の特定大量保有者になった者である旨当社取締役会が認めた者（ただしその後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

(d) 当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権を発行時に取得し、所有している者（当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。）

(e) 買収が当社の利益に反しないと当社取締役会が新株予約権細則に従い認めた者（一定の条件の下に当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該一定の条件が継続して満たされている場合に限る。）

(キ) 「権利発動事由発生時点」とは、権利発動事由が発生した時点をいう。

(ク) 「公開買付け」とは、証券取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義される公開買付けのうち、同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずる者として証券取引法施行令第 7 条第 3 項で定める場合を含む。以下本(9)において同じ。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となる場合のことをいう。

(ケ) 「公表」とは、多数の者の知り得る状態に置かれたことをいい、証券取引法第 27 条の 23 または同法第 27 条の 25 に規定する報告書の提出および当社が行う証券取引所の規則に基づく適時開示を含む。

(コ) 「新株予約権細則」とは、当社取締役会が別途定める新株予約権細則をいう。

(サ) 「特別関係者」とは、証券取引法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいう。

(シ) 「特定大量保有者」とは、上記(カ) (a)ないし(e)に記載される者を除く一または複数の者であって、当社の株券等について、20%以上の株券等保有割合を保有する者または保有すると当社取締役会が認めた者をいう。

(ス) 「買収」とは、買収者が当社の株券等を取得または所有することもしくは公開買付けを行うことをいう。

(セ) 「買収者」とは、本(9)①(カ)または(ク)に規定するその者をいう。

② 上記(9)①の規定にかかわらず、買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当該買収につき、(i) 次の(ア)から(オ)に規定する事由がいずれも存在しない場合、または(ii) 当該(ア)から(オ)の事由のうち一もしくは複数が存在するにもかかわらず、新株予約権の行使を認めることが当該事由との関係で相当でない場合には、新株予約権は行使することができない。なお、(i) または(ii) の場合に該当するか否かについては、新株予約権細則に定められる手続に従い判断されるものとする。

(ア) 当該買収が買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値を損なうことが明白であること

- (イ) 当社取締役会が当該買収について十分な情報を取得できないこと、またはこれを取
得した後、当該買収に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しな
いこと
 - (ウ) 当該買収に係る取引の仕組みが買収に応じることを当社の株主に強要するもので
あること
 - (エ) 当該買収の条件（対価の価額・種類、買収の時期、買収方法の適法性、買収実行の
蓋然性、買収後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係
る利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の企業価値に鑑み不十分かつ不適切で
あること
 - (オ) 上記②(ア)から(エ)のほか、当該買収またはこれに係る取引が当社の最善の利益
（当社の株主、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の
利益が勘案されるものとする。以下同じ。）を害する重大なおそれがあること
- ③ 上記(9)②の規定のほか、買収に関し権利発動事由が生じた場合において、当該買収に
つき、次の(ア)および(イ)記載の条件が充足された場合には、新株予約権は行使するこ
とができない。なお、これらの条件が充足されるか否かについては、新株予約権細則に
定められる手続に従い判断されるものとする。
- (ア) 当社取締役会が提示または賛同する、当該買収とは別の代替案が存在し、
 - (イ) 当該代替案が当社に係る支配権の移転（特定の者が当社の総株主の議決権の過半数
を保有することとなる行為をいう。）を伴う場合で、かつ下記(a)から(d)記載の条
件がすべて満たされる場合
 - (a) 当該買収が当社が発行者である株式すべてを現金により買い付ける旨の公開
買付けのみにより実施されること
 - (b) 当該買収が買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み当社の企業価値を損なう
ことが明白でないこと
 - (c) 当該買収に係る取引の仕組みが買収に応じることを当社の株主に強要するも
のでないこと
 - (d) 当該買収またはこれに係る取引が当社の最善の利益を害する重大なおそれが
ないこと
- ④ 上記(9)②および③のほか、適用のある外国法令上、当該法令の管轄地域に所在する者
が新株予約権を行使するために、（ア）所定の手続の履行、（イ）所定の条件（一定期
間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足または（ウ）その双方（以下併せ
て「準拠法行使手続・条件」という。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在
する者は、当該準拠法行使手続・条件がすべて履行または充足された場合に限り、新株
予約権を行使できる。ただし、当社は、準拠法行使手続・条件を履行または充足する義
務を負わない。また、当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使することが当該法

令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

- ⑤ 受託者は、受託者の地位に基づいて新株予約権を行使することができない。
- ⑥ 新株予約権者が、上記(9)①から⑤の規定に従い新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(10) 当社が新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- ① 当社は、上記(9)②または③に従い新株予約権を行使することができない場合には、それぞれの事由が生じた日に、すべての新株予約権者から新株予約権全部を無償で取得する。
- ② 上記(10)①のほか、当社は、権利発動事由発生時点までの間、当社取締役会が新株予約権を消却することが適切であると判断する場合には、当社が別に定める日が到来したときに、すべての新株予約権者から新株予約権全部を無償で取得することができる。

(11) 新株予約権の消却

当社は、上記(10)①または②に従い新株予約権全部を取得した場合には、取締役会決議によりこれらを消却しなければならない。

(12) 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

増加する資本金は、行使価額に、下記(14)により行使の効力が生じたすべての新株予約権の数を乗じた額全額とし、資本準備金は増加しない。

(13) 新株予約権の行使の方法および行使請求場所

新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書（当該新株予約権者が上記(9)①記載の(i)から(v)のいずれにも該当せず、かかるいずれの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明、保証条項および補償条項を含む。）に行使する新株予約権の個数、対象株式数および住所等の必要事項を記載し、これに記名押印したうえ、必要に応じて別に定める新株予約権行使に要する書類ならびに会社法（平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含む。）、証券取引法その他の法令およびその関連法規（証券取引所の定める規則等を含む。）において適宜要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）ならびに本新株予約権に係る新株予約権証券（以下「新株予約権証券」という。）が発行された場合には、新株予約権証券を添えて払込取扱場所に提出し、かつ当該行使に係る新株予約権の目的となる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払込むことにより行われるものとする。なお、新株予約権者は、その所有する各新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使に際して残余の新株予約権がある場合には、当社は、当該新株予約権の個別行使の日付と残余の新株予約権の個数を新株予約権原簿に記載または記録するものとし、かつ新株予約権証券が発行された場合には、当該新株予約権の個別行使の日付と残余の新株予約権の個数を

新株予約権証券に記載するか、残余の新株予約権の個数を表章する新株予約権証券を当該新株予約権者に交付するものとする。

(14) 新株予約権行使の効力発生時期

新株予約権の行使請求の効力は、上記(13)の規定に従い、行使に係る新株予約権行使請求書および添付書類ならびに新株予約権証券が発行された場合には新株予約権証券が、払込取扱場所に到着した時とする。新株予約権の行使の効力は、かかる新株予約権の行使請求の効力が生じる場合であって、かつ当該行使に係る新株予約権の目的となる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生ずるものとする。

(15) 新株予約権行使により発行した株式の第1回目の剰余金配当

新株予約権の行使により発行される当社普通株式に対する最初の剰余金の配当は、行使の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ新株予約権の行使があったものとみなしてこれを行う。

(16) 新株予約権の譲渡制限

譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

(17) 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求あるときに限り発行する。

(18) 募集の方法

第三者割当の方法により、すべての新株予約権を三井アセット信託銀行株式会社に割り当てる。

(19) 割当株式数の調整

当社は、本新株予約権の割当日の後、株式の分割または併合を行う場合は、割当株式数を次に定める算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。新株予約権の目的となる株式の総数は、調整後割当株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

(20) 法令の改正等による修正

本新株予約権の割当日の後、法令の新設または改廃により、本発行要項に定める条項、用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、本発行要項に定める条項、用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

(II) 割当先の概要

割当予定先の名称	三井アセット信託銀行株式会社
本店所在地	東京都港区芝三丁目23番1号
代表者の役職・氏名	取締役社長 川合 正

資本金	110 億円 (平成 18 年 3 月 31 日現在)	
発行済株式総数	普通株式 600,000 株	
大株主および持株比率	三井トラスト・ホールディングス株式会社 84.40% (平成 18 年 3 月 31 日現在)	
主な事業内容	信託銀行業	
当社との関係	出資関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：なし 当社が保有している割当予定先の株式の数：なし 但し、割当予定先の大株主の株式は保有 (3,000 株) (平成 18 年 3 月 31 日現在)
	取引関係等	本新株予約権を用いた信託型ライツプラン導入のため、新株予約権を信託財産として管理する信託契約を締結する予定であります。
	人的関係等	なし

(Ⅲ) 過去 3 年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

年 月 日	増資額 (百万円)	増資後資本金 (百万円)	摘 要
平成 17 年 1 月 27 日	1,595	7,922	公募増資
平成 17 年 2 月 25 日	223.3	8,145	第三者割当増資

(注) 平成 18 年 4 月 26 日、新株予約権の発行及びエクイティコミットメントライン契約締結。
当初行使価格 1,469 円 調達額 2,500 百万円 増資額 1,250 百万円。

(Ⅳ) 過去 3 年決算期間および直前の株価の推移

	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期
始 値	560 円	1,232 円 ※1,161 円	1,184 円
高 値	1,300 円	1,573 円 ※1,216 円	1,406 円
安 値	555 円	923 円 ※1,126 円	1,050 円
終 値	1,252 円	1,514 円 ※1,189 円	1,374 円
株価収益率	11.9 倍	7.2 倍	24.0 倍

(注) 株価収益率は、決算期末の株価 (終値) を一株当たり当期純利益 (連結) で除したものです。
平成 17 年 5 月 23 日付で 1 株につき 1.3 株の株式分割を行っており、※印は株式分割による権利落後の株価を示しております。

以 上

(別添2) 信託契約の主な内容

委託者	当社
受託者	三井アセット信託銀行株式会社
受益者	将来買収者が出現した後に、信託契約に定められる手続に従い、当社が権利発動事由発生時点後に株式分割等を行うために設定する基準日において株主名簿等に記載されまたは記録されている、当社の全株主（買収者を含み、自己株式の所有者としての当社は除く。）
信託管理人	信託管理人を置く。
信託契約日	平成18年7月3日（予定）
信託の期間	信託契約日から新株予約権消却時または新株予約権行使期間終了時
信託の目的	信託の新株予約権を管理し、信託財産交付事由が生じた場合には、信託契約に従い新株予約権を受益者に交付することを主たる目的とする。
当初信託財産	新株予約権 70,000,000 個
信託財産交付事由	新株予約権発行要項に定める権利発動事由が発生し、かつ、新株予約権の受益者への交付につき委託者の取締役会による承認決議が行われたこと。
信託財産の交付	受託者は所定の手続きを経た上で受益者に対してその保有する当社普通株式1株に当たり1個の新株予約権を交付する。
信託報酬	委託者負担
信託の計算	計算期日は所定の日および信託終了日
報告	信託管理人および委託者宛
最終計算承認	信託管理人および委託者

以 上

(別添3) 新株予約権細則の概要

- ・特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・特別委員会の委員は 3 名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、社外監査役および社外の有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。なお、特別委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定に当たっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - (a) 別添 1(I)新株予約権発行要項（以下「新株予約権発行要項」という。）(9)①(カ)に定められる権利発動事由発生時点の延期に関する決定
 - (b) 買収を提案する者が新株予約権発行要項(9)①(カ)(e)に該当する者である旨の決定
 - (c) 新株予約権発行要項(9)②または③に従い新株予約権を行使することができない旨の決定
 - (d) 新株予約権発行要項(10)①に従った本新株予約権の取得の決定
 - (e) 新株予約権発行要項における当社取締役会の判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に判断を委ねた事項
- ・特別委員会は、上記決定に際しては、買収提案者や買収提案の内容等について情報および資料を十分に収集し、中立公平な観点から慎重に検討を行う。
- ・委員会は、買収提案者や買収提案の内容等についての情報および資料を収集するに当たり、当社代表取締役等に対し、必要な情報および資料を収集して委員会に報告するよう求めることができる。当社代表取締役等は、できる限り、特別委員会の情報・資料の収集に協力するよう努めるものとする。
- ・特別委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ること等ができる。
- ・特別委員会は、当社取締役に対し、議決権を有しないオブザーバーとして特別委員会に出席し、必要な事項に関する説明を行うよう、求めることができる。
- ・特別委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

(別添4) 特別委員会 委員略歴

氏名 木津川 迪洽 (きつかわ みちひろ)

略歴 昭和50年4月 第一東京弁護士会登録 谷川八郎法律事務所勤務
昭和52年4月 木津川迪洽法律事務所設立
平成11年4月 クローバー法律事務所設立 (現任)

氏名 河合 弘之 (かわい ひろゆき)

略歴 昭和45年4月 弁護士登録
昭和47年4月 河合・竹内法律事務所 (現さくら共同法律事務所) 開設 (現任)
平成11年6月 当社社外監査役 (現任)

氏名 宮下 卓也 (みやした たくや)

略歴 昭和37年4月 三井造船(株)入社
平成4年3月 昭和飛行機工業(株)入社
平成5年6月 同社取締役
平成9年6月 同社常務取締役
平成13年6月 同社顧問
平成15年6月 当社社外監査役 (現任)

氏名 一法師 信武 (いっぽうし のぶたけ)

略歴 昭和46年8月 ピート・マーウィック・ミッチェル会計士事務所 (現KPMG) 入所
昭和50年3月 公認会計士登録
昭和51年1月 監査法人東京丸の内事務所 (現監査法人トーマツ) 入所
平成17年2月 税理士登録
平成17年4月 東北大学 会計大学院教授 (現任)

氏名 木下 徳明 (きのした のりあき)

略歴 昭和41年6月 公認会計士登録
昭和47年4月 中央大学商学部兼任講師
平成5年10月 昭和56年監査法人設立後数次の合併を経て朝日監査法人となり
代表社員に就任
平成14年3月 朝日監査法人を退職
平成14年4月 中央大学教授に就任 (現任)

(注) 河合弘之氏および宮下卓也氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

以 上